

2026年度 岡山大学授業料免除申請（大学独自制度） 主な変更点

岡山大学学生支援課
Student Support Division, Okayama University
Phone : 086-251-7211 (Japan Domestic)
Email : exemption [At Sign] adm.okayama-u.ac.jp

1. 独立生計者及び外国人留学生の健康保険に関する書類が、資格確認書又はマイナ保険証に関する情報の提出のみに限定されます。

Health insurance information for independent earner or international students are limited to the submission of either a “Shikaku kakuninsyo(資格確認書)” or “Iryohoken no sikakujoho(医療保険の資格情報) (from My Number Card)”.

対象：独立生計者及び外国人留学生

For independent earners and International Students

有効期限の記載がない健康保険証は、有効期限が 2025 年(令和 7 年)12 月 1 日までで使用ができなくなりました。岡山大学の授業料免除に必要な書類としては、申請要領にて指定した書類を提出してください。詳しくは、日本人学生用の申請要領 10 ページ、または留学生用の申請要領 8 ページをご確認ください。

Please refer to the application guideline for International Students page 8 for more information.

2. これまで、日本人学生（国内学生）と私費外国人留学生を同一の基準・枠組みの中で審査しておりましたが、それぞれの経済的背景や生活実態が異なることを踏まえ、令和 8 年度より「国内学生」と「留学生」を区分して審査を行う方式へ変更いたします。それに併せて、国際戦略による特別控除が新設されました。詳細は、以下の URL からご確認ください。

Until now, Japanese students (domestic students) and privately funded international students have been evaluated under the same criteria and framework. However, recognizing that their respective economic backgrounds and living circumstances differ, starting in fiscal year 2026, we will transition to a system where “domestic students” and “international students” are evaluated separately. In conjunction with this change, a new special deduction based on international strategy has been established.

For details, please refer to the URL below.

対象： 私費外国人留学生（For International Students.）

URL: https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/shien-pdf/senkou-kijun_2026.pdf

岡山大学 2026 年度 後半期分／前後半期分一括申請 授業料免除申請要領（大学独自制度）

※ この申請要領の対象者は、

①大学院生（私費外国人留学生を含む）

②激甚災害により被災した学部学生のうち、高等教育の修学支援新制度において支援対象外となるか又は授業料の満額が減免されない方

となります。

※ ②に該当する学部学生は、15～16 ページを熟読の上、申請してください。

※ 学部学生は、②に該当する方以外は申請対象外となりますので、授業料減免をご希望の方は、「高等教育の修学支援新制度」にお申し込みください。

高等教育の修学支援新制度【授業料等減免と給付型奨学金がセットになった制度です。】

<https://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syugakushien.html>

※ 日本学術振興会特別研究員、OU－SPRINGおよびOU－BOOST－AI に採用の方で免除を希望される方は、研究協力課までお問い合わせください。

次の1 **免除対象者** に該当すると認められる方に対しては、本人の申請に基づき選考の上、授業料の全額又は半額を免除する制度になりますので、希望者はこの要領により申請してください。

（なお、予算の都合により1 **免除対象者** に該当する場合でも不許可となることがあります。）

授業料免除申請は、学生本人が申請者となります。学生本人が申請要領を熟読し、世帯の生計（勤務の状況や収入の状況）をしっかりと把握したうえで申請書類を準備してください。

収入等に関する申告漏れや虚偽の申請、指示された書類を指定された期限までに揃えることができない場合は、選考から除外します。また、免除決定後に収入等に関する申告漏れや虚偽が判明した場合は、遡及して免除の許可を取り消します。

※ この授業料免除申請要領では、4月から9月までの期間を前半期、10月から3月までの期間を後半期と称します。

1 **免除対象者**

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方を免除対象者とします。

なお、研究生、科目等履修生等の非正規生、授業料としての奨学金等を受給することが決定している方は、申請できません。

また、原則として、修業年限を超えて在籍する学生及び同一学年に留まっている学生は、申請できません。特段の事情があり、申請を希望する場合は、あらかじめ学生支援課 授業料免除（大学独自制度）担当（電話 086-251-7211）に相談してください。

14 ページ（9 **注意事項** の（7）その他 の①）も確認してください。

(1) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者（学部学生は除く。）

(2) 授業料の各半期の開始前1年以内（後半期分申請においては2025年10月以降）において学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け授業料の納入が困難であると認められる者（学部学生は除く。）

(3) 「令和6年能登半島地震」、「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等の激甚災害により被災した者（学部学生を含む。）

※ 後半期分申請について、外国人留学生が10月中に渡日していない場合（前半期分申請については、4月中に渡日していない場合）は、岡山（日本）における生活の実態がないものと見なして、選考の対象から除外することがあります。（在学生が一時帰国後、日本に再入国していない場合を含む。）

ただし、留学やその他やむを得ない事情がある場合を除きます。

2 申請期間

後半期分免除申請：9月下旬(10月新入生含む) 【事前申請期間：8月】

前半期分免除申請：3月下旬(4月新入生4月上旬) 【事前申請期間：2月】

日程の詳細については、後半期分申請に関しては8月上旬(前半期分申請に関しては2月上旬)に岡山大学ホームページ及び掲示にてお知らせしますので、必ず事前に申請期間を確認してください。

- 申請期限は厳守とします。(医歯薬学総合研究科(薬学系を除く。)の新入生は申請期間が異なりますので、自分の所属する研究科のスケジュールを確認してください。)

※ 急病により受付期間中に持参できない場合は、必ず受付期間内に学生支援課に連絡してください。受付期間終了後の申し出は受理しません。

- 気象警報等により授業が休講になった場合は、授業料免除の受付を休止します。
- 前半期分授業料免除と後半期分授業料免除で、それぞれ別々に申請が必要ですが、一定条件を満たす申請者については、「前後半期一括申請」が可能です(以下3を参照してください)。

3 前後半期一括申請について

前後半期一括申請は、前半期の授業料免除等申請時に「前後半期一括申請」を選択した場合、後半期分の申請に必要な書類を大幅に減らすことができる制度ですが、後半期分の申請期間中に下記の【一括申請者の提出必要書類(後半期分申請時)】に記載の書類提出を行わなかった場合は、後半期分の選考対象となりませんので、注意してください。

一括申請に必要な条件や追加提出が必要な書類の詳細は、この申請要領でよく確認をしてください。

また、授業料免除の選考は前半期分、後半期分の各半期で行いますので、前半期分と後半期分で免除の結果が異なることがあります。**※10月入学の方は、前後半期一括申請の対象となりません。**

【一括申請の条件】

前後半期ともに申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)に変更がない方が対象です。以下①～④のいずれかに該当する場合は、前後半期一括申請はできません。

また、前半期の申請結果が「不許可」であった方は、後半期において、前後半期一括申請による授業料免除の選考の対象となりません。

- ① 前半期と後半期で申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)が少しでも変わる見込みがある場合
※ 12ページ9 **注意事項** (3) ⑤も確認してください。
- ② 年度途中で卒業・修了予定の場合
- ③ 年度途中(後半期)から、初めて最短修業年限を超えて在学することとなる場合
- ④ 年度内に休学・退学を予定している場合

【一括申請者の提出必要書類(後半期分申請時)】

次の①及び②(ただし、学部学生は①～③)を後半期分申請期間内(できる限り事前受付期間内)に、授業料免除担当窓口へ提出してください。**【期限厳守】**

- ① 前半期申請時に提出した様式1-②「家庭状況調書」のコピーの署名欄に、日付、学生番号、氏名をペンで記入したもの。
- ② 授業料免除結果通知用封筒については、14ページ9 **注意事項** の(7)その他②をよく確認してください。
- ③ **【学部学生のみ】** 本要領15～16ページを参照の上、後半期分申請時点での状況に応じた以下の書類を提出してください。
 - スカラネットパーソナルの給付奨学金の詳細情報ページ **既に給付奨学生の方**
 - 学部学生の授業料免除申請(大学独自制度)に係る調書【後半期用】 . . . **学部学生は全員**
 - JASSO シミュレーション結果(保護者向け)を印刷したもの **該当者のみ**

【前後半期一括申請上の注意事項】

- ① 申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)に変更が生じた場合は、後半期分申請受付開始までに「前後半期一括申請変更申立書」を提出のうえ、改めて後半期分の申請をする必要があります。

す。変更が生じたにもかかわらず、申告がなかった場合は、一括申請は無効となり、後半期分の授業料免除を受けることはできません。免除決定後に、変更申立てが必要であったことが判明した場合も、免除許可取り消しとなります。

- ② 申請書記載事項に虚偽不正の事実がある場合は、「岡山大学授業料免除及び徴収猶予等取扱規程」第14条により、その許可を取り消します。
- ③ 前後半期一括申請が認められた場合でも、**選考は半期ごとに行います。前後半期一括により、一年間の授業料免除が認められるわけではありません。**

※ 後半期分授業料免除申請の可否については、17 ページのフロー図「2026 年度授業料免除申請の可否について」で確認をしてください。

4 申請書類の提出先

所 属 学 部 ・ 研 究 科 等	担 当
文学部、教育学部、法学部（夜間主コースを含む。）、 経済学部（夜間主コースを含む。）、理学部、薬学部、 工学部、農学部、グローバル・ディスカバリー・プログラム 【学部学生は激甚災害により被災した者のみ】 教育学研究科、社会文化科学研究科、環境生命自然科学研 究科、自然科学研究科（惑星研）、医歯薬学総合研究科（薬学 系）、ヘルスシステム統合科学研究科、法務研究科	〒700-8530 岡山市北区津島中 2 - 1 - 1 岡山大学学務部学生支援課 授業料免除（大学独自制度）担当 TEL：086-251-7211
【激甚災害により被災した者のみ】 医学部医学科・保健学科、歯学部	〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2 - 5 - 1 医療系事務部学務課教務グループ 学生支援担当 TEL：086-235-6589
保健学研究科	〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2 - 5 - 1 医療系事務部学務課教務グループ 保健学科・保健学研究科担当 TEL：086-235-6929
医歯薬学総合研究科 修士課程、博士課程（医学系）	〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2 - 5 - 1 医療系事務部学務課教務グループ 大学院担当 TEL：086-235-7986
医歯薬学総合研究科 博士課程（歯学系）	〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2 - 5 - 1 医療系事務部学務課教務グループ 歯学部・大学院歯学系担当 TEL：086-235-6628

5 申請書類の提出方法

持参又は**郵送**による申請を受け付けます。いずれの場合も、申請期限までに必着のこと。

持参の場合は、担当窓口まで**学生本人が直接持参**してください。学生本人との面談により、記載された事項（世帯構成や家計状況等）を確認します。

郵送する場合は、必ず、レターパックライトを使用することとし、普通郵便や学内便による送付は不可とします。（レターパックライト（430 円）は、郵便局のほか店舗によってはコンビニエンスストアでも購入可能です。）

日本国外から送付する場合は、EMS、FedEx、DHL 等の国際スピード配送サービスを使用してください。

申請書提出後に、不足書類や確認事項がある場合は、申請書に記載のある電話番号か、大学が付与した G メールアドレスへ連絡しますので、速やかに対応してください。**不足書類に関する連絡が取れない場合や、指定された期限までに必要書類の提出がない場合は、選考の対象外となります。**

※代理人による申請は不可とします。

6 選考結果の決定時期

後半期分免除決定：1月下旬から2月初旬（予定） [前半期分免除決定：7月下旬（予定）]

免除選考の結果（全額免除・半額免除・不許可）が決定するまで、授業料の納入は猶与されます。

免除選考の結果通知は、申請時にご自身が提出した授業料免除結果通知用封筒により、郵送又は学内便で送付します。

半額免除 及び 不許可の場合は、授業料納入に関する案内を同封します。該当の授業料を指定された期限までに納入してください。

口座振替による納入（引落日）： 結果通知月の 27 日（休日の場合は翌営業日）

振込用紙による納入期限： 結果通知月の末日

なお、岡山大学授業料免除WEBシステムで免除選考の結果を確認することもできます。

<https://menjyo.adm.okayama-u.ac.jp/exemption-request-system-for-student/>

※学内ネットワークからのみアクセス可能です。

※学外からのアクセスには、VPN 接続が必要です。

※VPN 接続についてはこちら

https://www.okayama-u.ac.jp/user/citm/service/nw_ouvpn.html

7 その他

・必ず、9 **注意事項**（11～14 ページ）をよく読んで申請してください。

・大学が付与している G メールでの連絡について

免除申請に関する連絡を、大学が付与している G メールアドレス宛に行いますので、普段使っているメールアドレスに転送する等の設定をし、必ず受信できるようにしておいてください。

・独立生計者について

大学院に在学する方、婚姻している方、社会人としての経歴を経て入学した方又はその他特別の事情のある方のうち、下記の条件全てに該当する方については、独立生計者（父母等を含めない世帯）と認定することができるので、必要書類を添付のうえ、申請してください。

なお、独立生計者として認められない場合もありますので、初めて独立生計者として申請を希望する時は、独立生計者の世帯として申請する場合に必要な書類とともに、父母等の源泉徴収票（写）または確定申告書（控）（写）等を提出してください。

・独立生計者の条件（①～④のすべてに該当していること）

① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者

② 父母等と別居している者（二世帯住宅等では、別居とは認定できません。）

③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得・課税証明書が発行される者

④ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が被保険者となる保険に加入している者又は本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が世帯主として国民健康保険に加入している者

（注 1）昨年及び今年中において、独立した家計を営むだけの収入（見込み）があること。

「昨年の実績がない者」、「今年の見通しの立っていない者」、「衣食住にかかる費用を主として父母等からの援助（送金や住居の提供）等で賄う者」等は、独立生計者とは認定できません。（私費外国人留学生を除く。）

（注 2）「昨年の実績がない者」でも特例として「定職についた場合」は、独立生計者として認めることがあります。

8 **提出書類** 次の1～9の書類を提出してください。

※ 提出された書類は、返却・貸出・閲覧等できません。提出前に必ずコピーを取って保管してください。

提出時には、書類を様式番号順に並べてください。14 ページの9 **注意事項** (7) その他③を参照。

提出書類	留意事項
1. 授業料免除申請書 (様式1-①)	記入要領及び 12 ページの9 注意事項 (3) を参照し、生計を同じくする人について、 <u>申請者本人が記入</u> してください。
2. 家庭状況調書 (様式1-②)	
3. 収入状況等申告書 (様式2)	奨学金受給を証明するもの及び昨年のアルバイト収入を確認できる書類を提出してください。
4. 収入に関する書類	7～11 ページに記載の項目で、申請者本人と <u>父母 (父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)</u> に該当するものがある場合は、該当の必要書類をすべて提出してください。
5. 特別控除等に関する書類	
6. その他の書類	
7. 申請内容確認用紙 (様式99)	申請書類を提出する前に、再度書類を確認してください。
8. 授業料免除結果通知用封筒	※詳細は 14 ページ 9 注意事項 の (7) その他② を確認してください。 ・ <u>ご自身で長3封筒 (120mm×235mm) をご用意</u>ください。 ・ 郵送を希望する方は、110 円分の切手を貼ってください。 ・ 留学生宿舍、学内研究室、女子寮宛ての場合は、切手は不要です。

9. **所得・課税証明書** …令和8年度 (令和7年分) のもの (コピー不可)

令和8年度 (令和7年分) の所得・課税証明書は、令和8 (2026) 年1月1日に住所のあった、各市区町村役場で発行されます。(マイナンバーカードにより、コンビニエンスストア等でも取得できます。)

※今年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。

【重要】

- ・ 学生本人、同一生計のうち、父・母 (父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者 (例えば祖父母等)) について、証明書が必要。
- ・ 兄弟姉妹については、提出不要です。
- ・ 父母 (父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者) については、所得のない方 (主婦・主夫及び高齢者等) も提出が必要です。「0 円」又は「課税台帳に記載なし」等の証明が必要です。(収入がない場合でも、収入に関する金額や課税額が***表記となっているものは不可)
- ・ 提出のない場合は、書類不備として選考から除外します。

所得・課税証明書提出時の注意事項【必ず、以下の内容を確認し、必要な対応後に提出をしてください。】

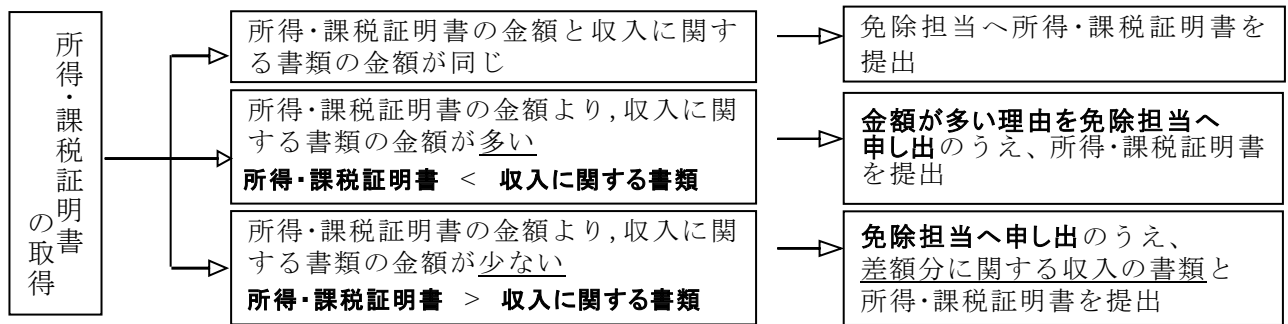
「令和8年度 (令和7年分) **所得・課税証明書**」の金額は、「令和7 (2025) 年の収入に関する書類 (源泉徴収票や確定申告書 等)」の金額と基本的には一致します。

所得・課税証明書の金額と収入に関する書類の金額に違いがないか確認して提出してください。

所得・課税証明書の金額の内訳が不明の場合は、発行元の各市区町村役場にて確認してください。

※年金については、金額改訂があった場合、振込通知書から計算した金額と所得・課税証明書の金額は一致しません。

※令和6 (2024) 年12月の勤務に対して令和7 (2025) 年1月に支払いがあったものについても含まれます。



※ 「９．所得・課税証明書」と 「４．収入に関する書類（源泉徴収票や確定申告書等）」は、どちらも提出が必要です。

（例）本人(大学院生・アルバイトなし)、父(自営業)、母(パート)、祖母(年金受給中)の世帯の場合

本人：所得・課税証明書

父：所得・課税証明書 + 確定申告書等コピー

母：所得・課税証明書 + 源泉徴収票コピー

祖母：提出不要

※ 所得・課税証明書に記載の金額に関する源泉徴収票や確定申告書等の資料が無い場合、選考から除外する場合があります。

※ 祖父母等が、父母ともいない場合の父母に代わる家計支持者でない場合は、源泉徴収票や確定申告書等の提出は不要です。

（次ページに続く）

■ **収入に関する必要書類**（所得・課税証明書とともに該当する必要書類を提出してください。）

学生本人と父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）に、下記の区分に該当する収入を得た人がいる場合、**全ての収入に関し**、該当者全員について必要書類を提出してください。

※2025 年 1 月 1 日以降に新たに得ることとなる(なった)収入(就職や年金の受給開始等)についても申告して、書類を提出してください。

区分	必 要 書 類	発 行 機 関 等
		勤 務 先 等
給 与 所 得 と し て 区 分 さ れ る も の	○2025 年分の源泉徴収票（写） ※今年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 ・ 2025 年中の全ての給与収入（アルバイトも含む）に関する源泉徴収票を提出してください。源泉徴収票は必ず保管しておいてください。 ※ A4 サイズでコピーを取るか又は様式（別紙 1）に貼り付けて提出してください。 ※ 岡山大学での TA・RA 等に関しても提出が必要です。 ・ 文字の不明瞭なものは受け付けることができません。また、縮小コピーはしないでください。 ・ 源泉徴収票は、表題部分（令和〇年分給与所得の源泉徴収票）や支払者名（会社名）も確認できるようコピーしてください。 ・ 源泉徴収票が無い場合：源泉徴収票の発行又は給与等支払証明書（様式 1 2）による証明を勤務先に依頼してください。 ・ 給与明細等を源泉徴収票の代わりとすることはできません。 ・ 「支払調書」で示される収入は、原則として「給与所得以外の所得」として扱います。 ・ 個人宅での家庭教師についても給与等支払証明書（様式 1 2）による証明を提出してください。個人宅での家庭教師は、原則として「給与所得以外の所得」となります。 ・ 2024 年 12 月の勤務に対して 2025 年 1 月に支払いがあったものについても提出してください。 以下のものは、該当する場合に、源泉徴収票とともに提出してください。（定職・アルバイトともに提出が必要です。） ○給与等支給（見込）証明書（様式 4） ・ 申請の基準日時点（後半期分申請では 10 月 1 日）の勤務が <u>2025 年 1 月 1 日以降に採用されたもの</u>である場合（雇用形態が変更となった場合も含む。）は、提出が必要です。（2026 年 10 月に新規採用となる予定の勤務についても提出してください。） ・ 2026 年度に岡山大学で TA や RA をしている人（独立生計者に限る。）は、13 ページ 9 【注意事項】の(6)の書類を提出してください。 ※ 独立生計者ではない場合：申請者本人のアルバイトに関する証明書（様式 4）は不要です。 ※ 定職のある申請者がアルバイトも行う場合は、定職とアルバイトの両方について証明書が必要です。 ○退職に関する証明書（様式 5） 又は 雇用保険被保険者離職票－1（写） 若しくは、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ※今年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 ・ 以下の期間以降に退職（定職・アルバイトともに）したことがある場合、提出が必要です。退職した勤務先にて本様式での証明書の作成を依頼し、提出してください。 後半期分授業料免除申請： 2025 年 10 月以降の退職 入学科免除申請に添付する場合 2026 年10 月入学：2025 年 10 月以降の退職 （徴収猶予申請含む） ・ <u>申請者本人のアルバイト</u>については不要です。 （独立生計者については、本人のアルバイトでも提出を求める場合があります。） ※ 岡山大学病院における申請者本人の医員(レジデント又は研修医)に関する証明書(様式4・様式5)については、収入状況等申告書(様式2)に「定職」として記載のうえ、教務担当に申し出てください。	給料 賃金 役員報酬 専従者給与 等

区 分		必 要 書 類	発行機関等
給与所得として区分されるもの	年金 (個人年金保険を含む)	○年金受給一覧表(様式6) ○年金改定(決定)通知書(写) 又は 年金支払(振込)通知書(写) いずれかを提出。(いずれの場合も、最新(直近)のもの。) ※源泉徴収票では不可 ・複数の年金や年金に係る給付金を受給している場合は、全ての年金について提出してください。 ・遺族年金、障害年金、農業者年金、個人年金等も含まれます。 ・2026年10月から受給開始の年金も含まれます。	日本年金機構 保険会社 等
	失業給付金	○雇用保険受給資格者証(一面と三面)(写) ・退職後6か月以内の方も提出が必要です。	公共職業安定所
	傷病手当金	○傷病手当金支給決定通知書(写)	社会保険事務所
	生活扶助料 (生活保護世帯)	○生活保護決定(変更)通知書(写) 又は 生活保護費支給通知書(写) ・扶助される金額がわかるもの	保健福祉事務所 等
給与所得以外の所得として区分されるもの	商業 工業 個人経営 農業 林業 水産業 外交員 不動産 利子・配当 内職 講演料 原稿料 家庭教師 委託業務 等	■確定申告をしている場合 ※今年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 ○令和7年分(2025年分)確定申告書(控)(写) ・第一表、第二表、第三表 ・e-Tax(イータックス/国税電子申告・納税システム)により申告した場合の(控)でもよい。 ○確定申告書に添付の決算書(写) または 収支内訳書(写) ■市民税・県民税の申告をしている場合 ※今年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 ○令和7年度(2025年度)市民税・県民税申告書(控)(写) ・市区町村役場の受付印のあるものが望ましい。 ■2025年1月1日以降に開業・転業した場合 上記の「確定申告書」、「市民税・県民税申告書」に併せて、次の書類を提出してください。 ○給与所得以外の所得(見込)申立書(様式7)	税務署 市区町村役場
無 職 者		○無職等の申立書(様式8) 家計支持者が無職の場合は提出が必要です。 ・雇用保険(失業手当)受給中の方、専業主婦・専業主夫(家計支持者が別にいる場合)60歳以上の方は除きます。 ・退職後6か月以内の方は「雇用保険受給資格者証(一面と三面)(写)」の提出が必要です。 ・主たる家計支持者が長期にわたって無職無収入の場合「事情聴取調書」(様式3)の提出を求めることがあります。	家計支持者

■ 特別控除等に関する必要書類

以下の区分の**特別控除を希望する場合は、様式1-②「家庭状況調書」の特別控除関係欄に必要事項を記入のうえ、必要書類を提出してください。** 区分に該当する方がいても、**特別控除を希望しない場合は提出不要**です。

注意:「家庭状況調書」の特別控除関係欄に必要事項を記入されていない場合は控除されることがあります。

区 分	必 要 書 類	発行機関等
高校生以上の就学者 (申請者本人を除く)	○在学証明書 又は 生徒(学生)証(写) ※今年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 - 申請時現在(後半期分免除申請では2026年10月)以降に進学する就学者に関しては、進学後に提出してください。 ※10月の新入学は、10月1日開始として記入をしてください。 - A4サイズの用紙に印刷したものは、学生番号、氏名を記入のうえ提出してください。 - A4より小さいサイズの場合は(別紙2)に貼り付けてください。 - 印刷文字の不明瞭なものは受け付けることができません。	在学校
母子・父子世帯	○母子・父子世帯申立書(様式9) ○住民票(「世帯全員のもの」と記載されたもの) 【該当世帯のみ(様式9を参照)】 - 直近3ヶ月以内のもので最新の状況のもの。 - 申請書提出以降、住民票に変更のある場合は、最新のものを再度提出してください。	家計支持者 市区町村役場
本人または学資負担者の被災	○罹災証明書(被害内容が記載されたもの) ※今年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 ○修理費等の領収書(写)・・・特別控除を希望する場合のみ ※できる限り、確定申告で雑損控除したうえで、その確定申告書(控)(写)を提出してください。 ※「令和6年能登半島地震」、「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等の激甚災害により家計支持者が被災した場合は、13ページ9【注意事項】(5)風水害等の被害を受けた世帯についてをご覧ください。	市区町村役場 消防署 建築業者等
障がい者	○身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、介護保険被保険者証(「要介護3」以上のもの)(写)等 A4サイズの用紙に印刷して提出してください。 ※今年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。	県・市区町村役場
長期療養者 対象となる医療費は、申請時現在療養中であり、6か月以上の療養期間を要する場合に、免除申請基準日(後半期は10月1日)から遡及して1年間です。	○「療養費証明書」(様式10) 長期療養費(特別控除)の希望がある場合は、病院・施設・薬局等に願い出て「療養費証明書」(様式10)に記入をしてもらい、証明を受けたものを提出してください。証明を受けた場合は、医療費に関しては、診断書・領収書の提出は不要です。ただし、介護サービスに関しては、介護保険被保険者証(写)又は要介護認定通知書(写)と領収書(写)を併せて提出してください。 証明を受けられなかった場合は、自身で「療養費証明書」の所定欄に記入し、以下の診断書(様式10-①)又は要介護認定通知(写)等(原本)と領収書(写)を併せて提出してください。 ●診断書(様式10-①)又は要介護認定通知(写)等 - 同一病名で複数の病院を受診している場合は、附記欄に受診歴のある医療機関名を記載してもらってください。 ●医療費の領収書(写)及びその医療費に対し補填を受けた時はその支払明細書(写) - 領収書等は、各自で整理のうえA4サイズの用紙に印刷してください。 - 整理されていないもの、病院名が不明なもの、不鮮明なものは控除の対象とすることができない場合があります。月ごとに見やすく整理して、別にクリップ留めをしてください。 ※「長期療養者」の区分で特別控除を受ける場合は、前後半期授業料免除一括申請の対象となりません。 - 原則として、健康保険適用分のみが控除の対象となります。 - マイナポータルからのダウンロード、請求書や保険者から送付された「医療費のお知らせ」等を領収書の代わりとすることはできません。	医療機関 市区町村役場

■ その他の書類

次の区分に該当する場合は、該当の必要書類を提出してください。

区 分	必 要 書 類	発行機関等
独立生計者	○事情聴取調書（様式3） ○住民票（「世帯全員のもの」と記載されたもの） ・直近3ヶ月以内のもので最新の状況のもの ○賃貸借契約書（写） ・契約書は「契約書名・契約者・住所・契約期間・家賃、契約の賃貸人（家主や契約業者）と賃借人双方の署名・捺印が明記してある部分」の写しを提出してください。（電子契約書で署名・捺印がない場合も可。） ・契約期間が切れている場合は、家賃支払いの証明に、通帳（氏名印字面も含め）や振り込みが分かるもの（家賃、支払者、支払日）など、申請受付時点での直近の写しも一緒に提出してください。 ・留学生宿舍、シェアハウスに住んでいる場合は、入居許可書または本学からの入居決定メールの写しを提出してください。 ○健康保険に関する、マイナ保険証、資格確認書に関する情報 のコピー いずれか1つ ※4 ページ 7 【その他】 独立生計者の条件④を確認してください。 ・本人（配偶者を含む）が被保険者であるもの ・マイナンバーカードを健康保険証として利用している場合は、マイナポータルにログインし、健康保険証を選択、「資格情報をPDFで保存」を押し、「医療保険の資格情報」を印刷して提出してください。 ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、保険者から交付される「資格確認書（写）」を提出してください。 ※事情聴取調書（様式3）の③についても必ずチェックが必要です。 4月1日以降（後半期申請においては10月1日以降）に健康保険の種類や加入する保険者名が変わる場合は、提出が必要です。 ※初めて独立生計者として申請をする方は以下も提出してください。 ○父母の源泉徴収票（写）又は確定申告書（控）（写）等 ※今年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 ・所得税法上、父母の扶養親族でないことが証明できるもの ※父母の源泉徴収票に扶養親族として申請者本人が記載されている場合は、所得税法上の扶養親族から外す手続をしたことを確認できる書類（「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等）が必要です。【健康保険での扶養異動の手続とは別の手続きです。】	

区 分	必 要 書 類	発行機関等
奨学金受給者 （本人及び配偶者が、前年度及び当年度に受給している場合） ・ 日本学生支援機構 修学支援新制度の 給付奨学生	○2025 年度及び 2026 年度の受給額等のわかるもの ※今年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。 【独立生計者以外】給付型の奨学金 （返還不要の奨学金）の 奨学生証（写）等 ・奨学金名称、氏名、受給期間・金額が記載されているものをご提出ください。 ・岡山大学が独自の制度により給付する奨学金については、添付不要です。 ・大学院の新入生の方で、前年度受けた日本学生支援機構（JASSO）の「新制度（多子世帯含む）」については添付不要です。 【独立生計者】 給付型の奨学金 （返還不要の奨学金）の 奨学生証（写）等 及び 貸与型の奨学金 （返還が必要な奨学金）の 奨学生証（写）等 【激甚災害により被災した学部学生】 ※ 日本学生支援機構（JASSO）の「新制度」の給付奨学生については、15～16 ページを参照の上、「学部学生の授業料免除申請（大学独自制度）に係る調書」とともに添付してください。	奨学団体
家計支持者が預貯金 や他の人からの送金 で生活を賄っている 場合	○送金の金額等がわかるもの 又は 通帳(写)等 ・家計支持者が、預貯金や他の人からの送金で生活を賄っている場合に必要です。通帳の名義と申請前 6 か月の送金や蓄えがわかるものを提出して下さい。 ・両親等の家計支持者から別居（下宿）していても、 <u>被扶養者となっている申請者については不要</u> です。	
学資負担者の死亡 （各半期の開始前 1年以内の死亡）	○除籍抄本、死亡診断書、埋葬許可書のコピー いずれか 1 つ ○死亡された方が学資負担者であったことが確認できる書類 （所得・課税証明書、源泉徴収票 等） ※今年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。	市区町村役場 医療機関
特別な事情による 修業年限超過者等	○授業料免除申請対象事由調査書 ・該当者は、事前に学生支援課 授業料免除 大学独自制度担当（086-251-7211）へ申し出てください。	
特に説明を要する 場合	○申立書（様式 1 1）	
その他	○大学が必要と認めた書類	

9 注 意 事 項

（１）授業料免除申請は、申請者数や予算額により結果が変わります。

世帯や家計に変更が無い場合でも、前回の免除申請の結果と異なる場合があります。

なお、前半期分の授業料免除申請の結果が家計基準を超えたことによる「不許可」の場合は、後半期分の授業料免除申請においても、ほとんどの場合、同様の結果となります。

ただし、次のような場合はこの限りではありません。

- 10月1日現在(後半期分申請時)の家計の状況が、前半期の基準日より後に変化している場合
- 書類不備が原因で「不許可」となった場合
- 修得単位数不足が原因の場合

なお、**前後半期一括申請をする場合は、3「前後半期一括申請」について(2~3 ページ)を熟読し、必要な手続きをしてください。申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)に変更(予定)がある場合等は、前後半期一括申請の対象となりません。**

また、**前半期分の申請結果が「不許可」の場合は、前後半期一括申請による授業料免除の選考の対象となりません。**(改めて、後半期分の申請が必要です。)

(2) **授業料免除は学力基準と家計基準をもって選考します。**

家計は、給与収入、自営所得、年金収入、手当収入、奨学金等その他の様々な収入を含めて評価します。給与収入や自営所得等は、前年の金額をもとに計算しますが、前年の1月以降に開始した勤務に関する収入については別に計算します。

なお、**退職等によらない収入額の減少(給与の減額や休業、自己都合による休職等)については、原則として考慮されません。**

(3) ① **申請書類は、家庭状況をよく確認し、原則として、後半期分申請では10月1日現在(予定) [前半期分申請では4月1日現在(予定)] の状況を申請者本人が記入し準備してください。**

※ ボールペンで記入し、修正テープは使用しないこと。(二重線を引いて訂正すること。)

摩擦により文字を消すことができるペン(フリクション等)での記入は認められません。

また、別の用途で使った裏紙に印刷した書類は受付できません。申請書は、様式番号ごとに印刷をし、記入をしてください。**(異なる様式番号のものを両面印刷しないでください。)**

② 本人及び家族のうち父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)については、2025年1月1日以降の全ての勤務状況(就職及び退職)・収入状況を申告し、必要な証明書を添付してください。

※ 2025年1月1日以降に就職と退職が繰り返されている場合、勤務状況を説明できるように把握してください。

※ 昨年には無かった収入で、免除申請する年度から得ることとなる収入(就職や年金の受給開始等)についても、必ず申告してください。

③ 同居・別居を問わず、生計を同じくする人について記載し、必要な書類を揃えてください。

※ ただし、**収入に関する欄については、同居している家族のうち、父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)のもののみ**を記入してください。

④ **申請理由や家計状況が不明な申請は受け付けできません。**

不足書類が多い場合も受け付けできないことがあります。ただし、**申請期間に揃えることができない書類がある場合、受付時にその旨を申し出てください。**その場合、間に合わない書類のみ後日追加で提出していただきます。(例:免除申請書類の提出時に確定申告をまだ行っていない場合や、9月末の退職予定、10月からの進学や就職予定の家族がいる場合など。)

なお、**10月の新入学については、10月1日時点で入学したものとして記入してください。**

⑤ 申請書類の提出後、**状況に変更が生じた場合は、速やかに申し出て申請内容の訂正を**してください。

※ **申請内容に未申告の内容が判明した場合や、それらに関する書類(源泉徴収票や給与支給(見込)証明書等)を指示された期限までに提出できない場合には、選考から除外することがあります。**

また、免除決定までに**休学等の身上異動がある場合は、速やかに申し出てください。**(年度内に休学・退学を予定している場合は、前後半期一括申請はできません。)

【申し出が必要な例】

- ・世帯の人数構成が変わった場合
- ・学生本人や父母(又は父母に代わる家計支持者)の収入状況が変わった場合
 - ※雇用形態が変わった場合
 - ※新たに勤務を開始した場合や、仕事を辞めた場合など

※新たな手当や年金を受給するようになった場合、手当の額や年金の額が変更になった場合など

- ・申請書類提出時には判明していなかった家族等の勤務状況や収入等が判明した場合
- ・本人の通学状況（自宅と自宅外の別）に変更があった場合
- ・兄弟姉妹等の就学者の状況に変更があった場合（進学や卒業等）や、通学状況（自宅と自宅外の別）に変更があった場合
- ・特別控除の要件に関する状況に変更があった場合
- ・独立生計者としての要件に関する状況に変更があった場合
- ・申請者本人が転居または連絡先を変更した場合
- ・その他、家庭状況・家計状況に変更があった場合

⑥ 提出前の書類点検は行いません。

申請要領やホームページに掲載している内容を確認したうえで、不明なことがあれば質問してください。

（４）提出された書類の閲覧、貸出及び返却はしません。

授業料免除申請で提出する全ての書類は、提出前に必ずコピーを取っておいてください。

なお、後半期分授業料免除申請でコピーをした書類は、次年度前半期分授業料免除申請に利用できるものもあります。

また、一括申請が認められた場合は、前半期に提出した「家庭状況調書」（様式１-②のコピー）の提出が必要になります。

【注意】 不鮮明なコピー（文字が薄くで判読出来ない等）では、次の申請時に提出されても受理できないことがあります。コピー濃度の調節や、カラーコピーで保存するなどして、必ず、内容が読み取れるよう鮮明なコピーを保存してください。

「退職に関する証明書」等は、次の申請でも提出が必要になる場合があります。必ずコピーを保存しておいてください。

（５）風水害等の被害を受けた世帯について

政府が指定した大規模・広範囲な災害（激甚災害）により被災をした世帯については、災害から１年以内の免除申請においては１, 600, 000 円、被災から１年を超えた免除申請においては、被災状況が半壊以上であった世帯について、当該免除申請より前１年に支出した修繕費等に相当する額が控除されます。（できる限り、確定申告を行ってください。）

確定申告を行わない場合には、住宅や家財等について、災害によって生じた修理費等を証明する領収書（写）等が必要となります。また、保険・損害賠償等で補填された場合は、控除金額から除きます。（修理費等の全額が控除されるわけではありません。）

※「令和６年能登半島地震」、「令和２年７月豪雨」、「平成３０年７月豪雨」等の激甚災害により家計支持者が被災した方へ

申請時に提出を必要とする書類は、「授業料免除申請書（様式１-①）」、「家庭状況調書（様式１-②）」、「（半壊以上の記載がある）罹災証明書」（写）及び 授業料免除結果通知用封筒（封筒については１４ページ**【注意事項】**（７）その他②）をよく確認してください。）のみです。

（６）ＴＡ（ティーチング・アシスタント）やＲＡ（リサーチ・アシスタント）について

岡山大学でのＴＡやＲＡもアルバイトとして扱いますので、**２０２５** 年中にＴＡやＲＡとして採用されていた方は、源泉徴収票を提出してください。

独立生計者 及び 外国人留学生 は、**２０２６** 年度に、ＴＡやＲＡとして採用されている場合、アルバイト収入の必要書類として次の（ア）～（ウ）の書類を一緒に提出してください。

（ア） **人事異動通知書（写）**： 採用期間や時間単価のわかる書類

（イ） **勤務態様調書（写）**： 勤務予定総時間数及び月ごとの勤務時間数のわかる書類

（ウ） **給与等支給（見込）証明書（様式４）**： ＪＳＴ 創発 ＲＡ 採用者のみ。

(7) その他

① 免除申請のできる年数 及び 留年者等について

授業料免除は、原則として修業年限以内しか申請できません。在学中に休学した場合であっても、その休学期間を含めて修業年限の年数しか申請できません。

例) 2024 年 4 月に修士課程に入学した方は、2025 年度までしか免除申請できません。途中の 1 年間に休学した場合であっても、原則として 2025 年度まで (入学から 2 年間) しか免除申請できません。

ただし、在学中の留学や病気等による休学をした等の特別な事情により、修業年限を超えて免除申請を希望する場合は、申請そのものが可能であるかどうかの審査を経たうえで申請できる場合があります。また、同一年次に留まっている場合 (留年や進級出来なかった場合等) は、原則として、免除の申請はできません。(留学や病気等による休学等の場合を除く。)

② 授業料免除結果通知用封筒について

授業料免除結果通知用の封筒は、各自で長型 3 号封筒 (120mm×235mm) を用意してください。

自宅や家族住所 (決定時期に確実に受け取れる住所) に送付を希望する場合は 110 円切手を貼り、学生本人の氏名、左下へ学生番号 (横書き) を記入して、申請書類とともに持参してください。

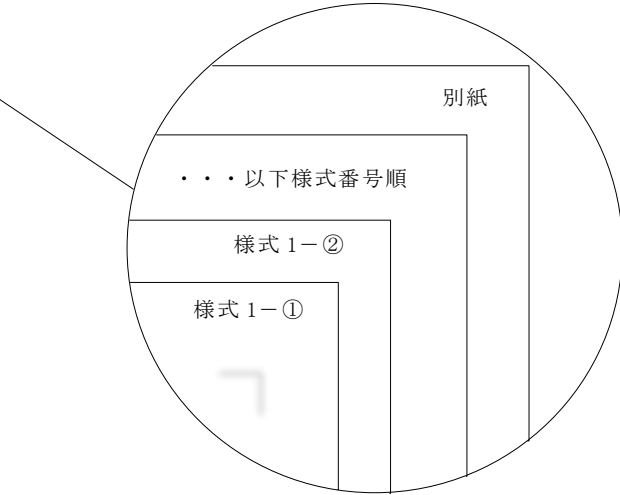
※留学生宿舍、女子寮、学内研究室を宛先とする場合は、学内便で送付するため、切手は貼らないでください。

- 決定時期は、**後半期分免除申請：1 月下旬から 2 月上旬** [前半期分免除申請：7 月中旬から下旬] です。それまでに転居予定の場合は、必ず申し出てください。
- **学内研究室を宛先とする場合は、必ず、学部・研究科名、講座・研究室 (研究所・センター名) 名、指導教員氏名、申請者氏名を記入してください。**
- **宛先は、申請者本人の名前で「・・・様」としてください。**(「行」「宛」等を書いても、大学では訂正しません。) **実家へ送付する場合は、送付先住所の左に家計支持者等の氏名を「〇〇様方」と併記してください。**

③ 提出時の書類の並べ方について

提出時には、書類を様式番号順に並べて、所定様式以外のものは最後につけてください。

医療機関等で、「療養費証明書」 (様式 10) による証明書が受けられず、長期療養者の「診断書」 (様式 10-①) と領収書 (写) を提出する場合は、月ごとに見やすく整理して、別にクリップ止めをしてください。



授業料免除申請時に提出していただく皆さんの個人情報については、授業料免除の選考以外の目的に利用することはありません。

提出していただく個人情報は、データ入力および帳票出力の目的で業務委託いたしますが、受託業者が個人情報を法令および本学との契約に則り取り扱うよう厳正に管理いたします。

【学部学生の授業料免除申請（大学独自制度）について】

■ 学部学生のうち、大学独自制度 授業料免除申請の対象者について

- ※ 激甚災害により被災した学部学生のみが大学独自制度の対象となります（「令和6年能登半島地震」、「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等）。
- ※ 大学独自制度の対象外の学部学生の方で、授業料減免措置及び多子世帯の授業料無償化制度をご希望の方は、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）により授業料減免手続きを行ってください。
- ※ 新制度【2026年度 秋の在学採用】の申請手続きについては、2026年8月下旬に下記ページにより確認してください。（外国人留学生は対象外です。）
<https://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syugakushien.html>（2026年9月初旬に受付予定）
- ※ 新制度の支援対象となり得る方（満額支援を含む）については、新制度への申請がなければ、大学独自制度の授業料免除申請の対象となりません。 新制度への申請手続きを行ってください。
- ※ 新制度に未申請で、多子世帯の方はいかなるシミュレーション結果でも必ず、新制度への申請手続きを行ってください。

■ 提出が必要な書類

- 13ページの「（5）風水害等の被害を受けた世帯について」に記載されている申請書類
- 学部学生としての授業料免除申請に係る調書
- 以下の（ア）～（オ）のうち、ご自身が該当する項目に記載されている書類

（ア）既に、新制度の給付奨学生のお持ちの方

- ・ スカラネットパーソナルの給付奨学金の詳細情報ページを印刷したもの
（支援区分や給付期間、支援区分適用履歴が分かるページ）

（イ）新制度の【2026年度 秋の在学採用】に申請する方、または、

JASSO シミュレーションの結果が、【収入基準】超過により、「支援なし」となる方

- ・ JASSO シミュレーション結果（保護者の方向け）を印刷したもの
（次ページの「JASSO 進学資金シミュレーター」でシミュレーションを行ってください。）

（ウ）新入生で大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方

- ・ 「令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】」の写し
（入学前に申請し、大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方新入生の方は、進学後、進学先の学校に提出するもの）

（エ）新制度の【資産基準】超過により、支援対象外となる方

- ・ 追加で必要な書類はありません。
【資産基準】
- ・ 多子世帯ではない場合：生計維持者の数に関わらず、資産額の合計が5,000万円未満であること。
- ・ 多子世帯の場合：生計維持者の数に関わらず、資産額の合計が3億円未満であること。
※多子世帯とは、扶養する子どもが3人以上いる世帯のことを指します。
※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指します。土地等の不動産は含みません。）をいいます。

（オ）本学への入学が高校卒業後3年を超過していることにより、新制度の支援対象外となる方

- ・ 追加で必要な書類はありません。

■ 高等教育の修学支援新制度（新制度）について

新制度について詳しくは、こちらを参照してください。

<https://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syugakushien.html>

■ 学部学生としての授業料免除申請に係る調書

岡山大学ホームページからダウンロードして、使用してください。

https://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/shien-jmenjyo_nittei_2026ss.html

■ 日本学生支援機構（JASSO）進学資金シミュレーター

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

【奨学金選択】 → 【給付奨学金(保護者の方向け)】 → 【2026年度 秋の在学採用】 のように進み、
【2025年1月～12月の家計状況を入力】して、シミュレーションを行ってください。

シミュレーションの結果を印刷して提出するときは、右上に、「学生番号」と「氏名」を記入してください。

■ 選考方法と免除金額について

現行の「岡山大学授業料免除基準」に基づき選考を行います。

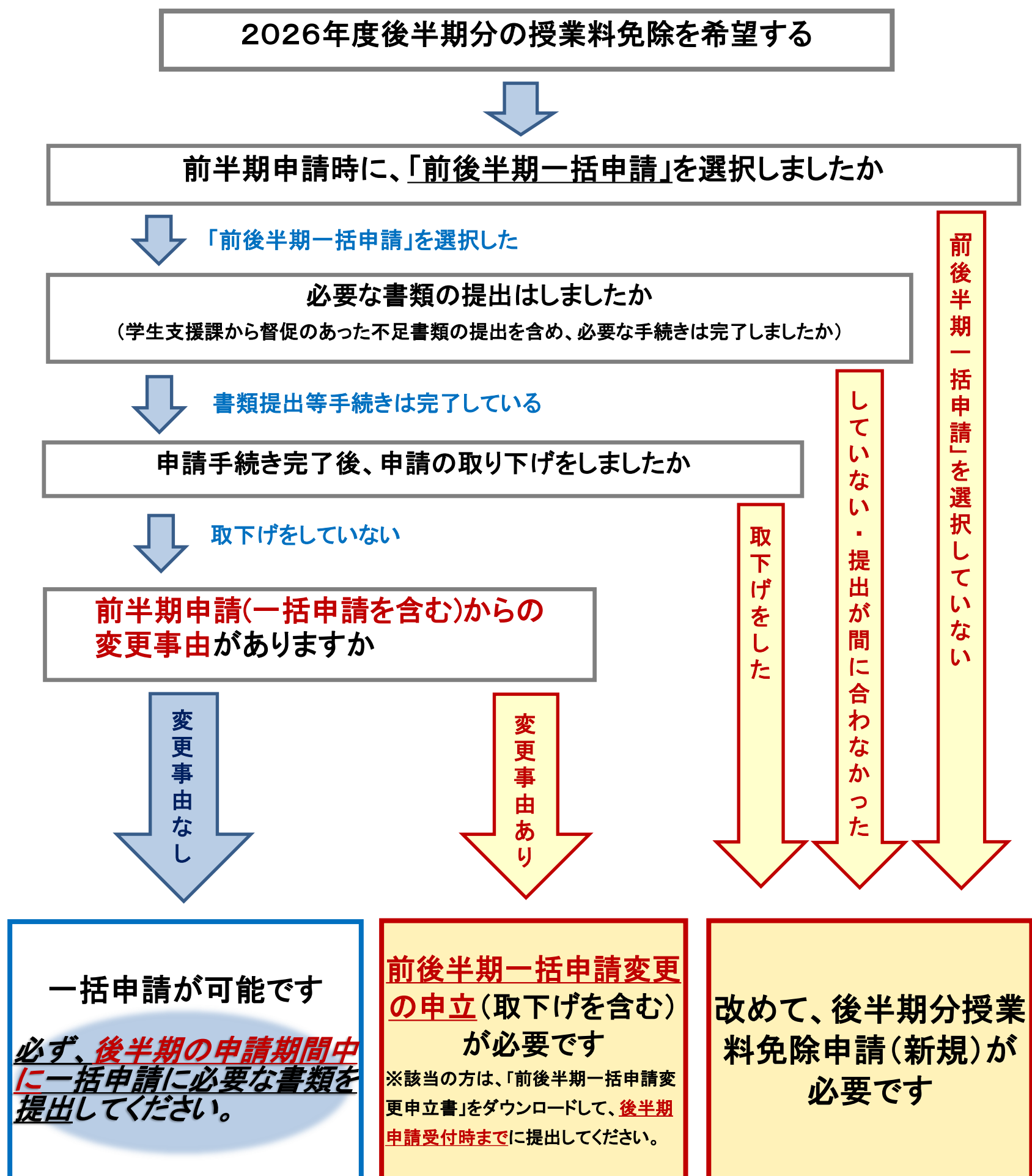
その結果、JASSO 認定の新制度による授業料の減免額を、大学独自制度の結果が上回る場合は、その差額分を大学が免除します。

【例】全額免除（独自制度）：2/3 又は 1/3（新制度） → 授業料の支払いなし

全額免除（独自制度）：多子世帯・支援なし（新制度） → 授業料の支払いなし

2026 年度後半期分授業料免除申請の要否について

申請をする方は、このフロー図を参考にし、前半期の申請状況に応じて、**後半期分**の授業料免除等の申請に必要な手続きを行ってください。



- 「前後半期一括申請変更」の申し立てをする場合、変更部分についての様式や証明書類等のみではなく、改めて通常の申請と同様の様式・証明書類等を提出する必要があります。(取り下げを除く)
- 前半期の時点で授業料免除の申請を行っていない方で、後半期分の授業料免除を希望する場合は、新規に申請する必要があります。